

自由設計科目の登録区分変更

に関する留意事項

1学期に「憲法Ⅰ」・「民法Ⅰ」・「刑法Ⅰ」の単位を修得できずに自由設計科目に登録した場合、2学期末に追試験を受けて合格した者のみ自由設計科目の区分変更が可能となっています。

1学期に上記科目を自由設計科目に登録しなかった者で、2学期末の追試験も合格できなかった者は、自由設計科目の区分変更はできませんので、自由設計科目の登録区分変更に関しては各自でよく考えて行ってください。

令和5年7月27日

法学部教務担当